

基本目標3

快適に暮らせる心豊かなまち



1 土地利用・地域整備の推進

現状と課題

- 土地は、あらゆる分野におけるまちづくりの基盤であり、住民生活の向上や産業振興のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。
- 本町は、空知総合振興局管内の北部、雨竜郡の西北隅に位置する、東西 28km、南北 14 km、総面積 158.82km²のまちです。
- 土地利用の状況を見ると、平成 30 年 1 月 1 日現在、山林が 68.6%と最も多く、次いで田が 17.1%で続き、山林と田が総面積の 85.7%となっており、一方、宅地は 0.9%にとどまり、自然的土地利用が大半を占めています。
- このような中、基幹産業である農業の振興のため、農地の保全・活用に努めるとともに、環境保全の重要性が高まる中、雄大で美しい自然環境・景観や山林の保全に努めることが求められています。また、定住・移住の促進や交流人口の増加に向けた土地の有効活用についても検討していく必要があります。
- このため、将来的な動向を的確に見据えながら、農地利用関連計画の見直しを必要に応じて行うとともに、市街地地区については遊休地の利活用や観光適切に行うことにより計画的な土地利用を推進していく必要があります。

基本方針

- 町の一体的・持続的発展に向け、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進します。
- 豊かな自然を活かし、景観に配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

主要施策

(1) 土地利用に関する指針の策定と調整

- ① 適切な土地利用の推進を図ります。
- ② 全町的に整合性のとれた土地利用を推進するため、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の見直し・総合調整を行います。

(2) 適正な土地利用の促進

農地法等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め適正な土地利用を促進します。

協働の指針

町民	【町民】	・自然と市街地環境との調和を大切にした土地利用に協力します。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
	【地権者】	・法律を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用と管理に努めます。
地域・団体・事業者	【事業者】	・町の方針に沿った土地利用に協力します。 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。



序 第1部 論
基本 第2部 構想
基本 第3部 計画
資料 編

序 第1部 論
基本 第2部 構想
基本 第3部 計画
資料 編

2 移住・定住の促進

現状と課題

- 住宅は、町民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素のひとつでもあります。
- 平成30年4月1日現在、本町では、公営住宅160戸、特定公共賃貸住宅8戸、町有住宅41戸の計209戸の公営住宅等を管理しています。これらの公営住宅等は「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的な建て替えと維持管理を推進しており、平成30年度に計画の見直しを行ったところです。また、第2期やわら団地分譲地は平成28年度に全区画が完売しています。
- また、本町ではこれまで高齢者向けの住宅として、いちい団地、みどり団地、なごみ団地を整備しており、高齢者の住環境ニーズの高さから入居率は100%が続いています。
- 近年は町内事業所の新卒採用者の増加による単身者住宅の需要が増えており、住宅供給が求められていますが、民間賃貸住宅を含めた住宅整備が課題となっています。
- また、今後増加していくことが予想される空き家や空き地に関しては、民間事業者による空き家のリフォームなど有効活用等に向けた取組を進めていく必要があります。

基本方針

- 定住の促進、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、公営住宅等の整備及び空き家・空き地の有効活用、宅地の分譲を進めます。
- 高齢社会の到来、空き家の増加について、総合的な検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

主要施策

(1) 公営住宅等の整備

北竜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅、特定公共賃貸住宅及び町有住宅の改善等を進め、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、計画的に屋根・外壁の塗替等の維持補修を進めます。

(2) 空き家・空き地の利活用の促進

- ① 空き家・空き地についてのより多くの情報の収集を行い、ホームページをはじめ多様なメディアを活用した情報発信に努めます。
- ② 中古住宅取得奨励事業及び中古住宅改修奨励事業等による支援を継続して行い、中古住宅の購入を促進します。
- ③ 移住・定住を促進するため、空き家を活用したお試し暮らし住宅の提供についての検討を進め、町への移住を希望している人の長期滞在を促進します。

(3) 民間賃貸住宅の整備

移住・定住を促進するため、民間事業者による空き家のリフォームや賃貸住宅建設の促進を図ります。

(4) 高齢者向け住宅の整備

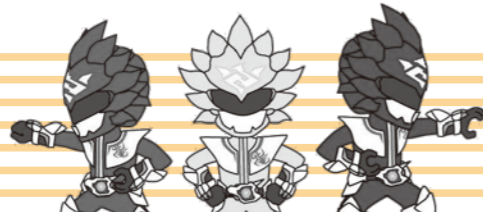
独居高齢者や高齢者夫婦の住環境として高齢者向け住宅の維持管理を推進します。

(5) 分譲地の造成・販売

今後の宅地取得の動向を考慮し、分譲地の造成について検討します。

(6) 移住・定住促進のための支援施策の検討・推進

若者や後継者の定住及びU・J・Iターンの促進に向け、結婚から持ち家取得までの支援や店舗改修等への支援を継続して行うとともに、関係施策と連携し効果的な支援制度を検討し、その推進を図ります。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
バリアフリー化された公営住宅 ^{*1} の割合	%	57.5 [2018年度末]	63.4 [2023年度末]
次世代省エネルギー基準 ^{*2} を満たす公営住宅の割合	%	68.8 [2018年度末]	74.4 [2023年度末]
民間事業者による住宅戸数	戸	8 [2018年度末]	20 [2023年度末]

※1 バリアフリー化された公営住宅：住戸内段差の解消された住宅
 ※2 次世代省エネルギー基準：外壁の熱抵抗がRC造 2.3、木造 3.3 以下の住宅 ((㎡・K)/W)

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> ・居住まわりの生活環境の維持に努めます。 ・自分たちで力を合わせ日常の住環境管理を行います
地域・団体・事業者	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・地域で協力して日常の住環境管理を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。



3 自然環境保全

現状と課題

- 世界的な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強く求められています。
- 本町は、暑寒別天売焼尻国定公園の一角を占める暑寒別連峰の裾野に広がるまちで、緑の大地と豊かな水、澄んだ空気に包まれた、雄大で美しい自然がいまも残っています。
- 本町では、国民の命と健康を守る安全な食糧生産のまちとして、これらの優れた自然環境・景観の保全をはじめ、町民の環境美化運動の促進や不法投棄防止対策の推進、学校における環境教育の推進など、各種の環境保全施策に取り組んできました。
- 今後、こうした環境保全施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、町民・事業者との協働のもと、多面的な環境保全施策を総合的に推進していく必要があります。

基本方針

- 環境関係法令を遵守し、環境問題への関心と理解を深め、快適な生活環境の保持や美しい景観の普及促進を図り、環境にやさしい地域社会の実現をめざします。
- 環境教育・学習を通して環境保全に対する町民の意識の向上に努めるとともに、町民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。



主要施策

(1) 自然環境・景観の保全

土地利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等にあたっては、自然環境・景観や生態系の保全に留意した資材・工法の導入を図ります。

(2) 地球温暖化防止施策の推進

- ① 行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、町全体への波及を進めるため、公共施設等における地球温暖化防止施策を推進します。
- ② 森林の整備・保全により森林資源の循環活用を図ることで森林の持つ多面的機能を高め、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の吸収源を確保する取組を推進します。

(3) 新エネルギー施策の推進

一般住宅への太陽光発電の導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置補助金を継続します。また、地中熱や温泉付随ガス利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた検討や取組を進めます。

(4) 町民の主体的な環境保全活動の促進

- ① 環境教育や啓発活動を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚を図ります。
- ② 清掃活動や害虫・野犬等の発生防止・駆除活動など、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、地域環境の美化に努めます。

(5) 公害防止対策の推進

関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、公害の未然防止及び適切な対応に努めます。

(6) ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の推進や監視・パトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
公用車への低公害車*の導入台数	台	3 [2018年度末]	4 [2023年度末]
太陽光エネルギー設備導入世帯数	世帯	7 [2018年度末]	12 [2023年度末]

*低公害車：PHV、電気自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車、低排出ガス車（平成17年排出ガス基準75%低減レベル）

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電など自然環境に配慮した生活を行い省エネに努めます。 ・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さない生活に努めます。 ・不法投棄の監視に参加します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に努めます ・公害防止及び自然環境保護に関するポスターの展示を実施します。 ・公害関係法令を遵守して事業活動に努めます。 ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。 ・省資源・省エネルギーの推進を図ります。 ・自然環境に配慮した事業活動に努めます。



4 公園・緑地の整備

現状と課題

- 公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として重要な機能を担っています。
- 本町には、観光用の公園として金比羅公園、イチイの森、桜並木が、町民の憩いの場として和公園、碧水公園などが整備されています。この中には老朽化が進んでいる公園・緑地もみられ、これへの対応が求められているほか、維持管理の効率化が課題となっています。
- このため、今後は、老朽化した施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者を含め町民等との協働による維持管理体制の充実を図り、安全で快適な公園・緑地として、適正管理・有効活用を図っていく必要があります。
- また、本町では、国道275号線沿いの花植、和十字街等へのフラワーポット設置やひまわりの種の全戸配布等、町民の緑化運動や花いっぱい運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取組を積極的に推進し、花と緑あふれる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

- 町民の暮らしと身近な緑を結びつけることにより、緑への愛着や心の豊かさを育み、人も緑も豊かに育つまちづくりを進めます。
- 地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらします。

主要施策

(1) 公園・緑地の整備充実

- ① 老朽化への対応はもとより、安全性・快適性の確保、利用率の向上に向け、既存公園・緑地の施設・設備の修繕等を計画的に進めます。
- ② 新しい保育所の整備に伴い、保育所に隣接する新たな公園の整備を検討します。

(2) 公園・緑地の維持管理体制の充実

指定管理者制度³⁷の活用や地域住民・団体等との協働により、公園・緑地の維持管理体制の充実に努めます。

(3) 全町的な緑化運動、花づくり運動の展開

公共施設の緑化を推進するとともに、町民の意識啓発を行いながら、地域住民や団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

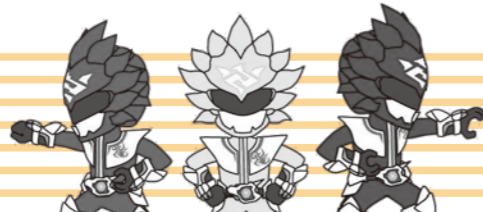
成果指標

指標	単位	基準値	目標値
遊具設置数	個	15 [2018年度末]	15 [2023年度末]
児童遊園地の協働による管理数	箇所	5 [2018年度末]	5 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場として利用します。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化運動に参加します。
地域・団体・事業者	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・協力し合って日常の住環境管理を行います。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の緑化に努め、周辺環境との調和と向上に努めます。

37 指定管理者制度
地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。



5 情報通信環境の充実

現状と課題

- 情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。
- 本町では、町内公共施設に情報閲覧端末を設置し、普段インターネット情報の閲覧ができない町民に対して情報サービスの提供を行っています。しかし、高速インターネットを利用できる地域は市街地区及び周辺地域に限られており、町内におけるデジタル・ディバイド（情報格差）は解消できているとは言えない状況にあります。
- また、観光客が数多く訪れるひまわりの里などの観光地エリアでは、Wi-Fi環境は観光センターだけとなっており、観光客からは広いエリアで利用できるWi-Fi環境が求められています。

基本方針

- 情報ネットワーク基盤の維持管理を適切に行い、情報通信環境の改善に努めます。
- インターネット利用における地域間格差を縮めるため、最新技術の把握に努め、地域の実情にあった対応を進めます。

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備・確保

- ① 誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速・大容量の情報通信基盤の整備・確保に努めます。
- ② 情報通信基盤の充実を図るため無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。

(2) 情報化の環境づくり

誰もが情報環境を安心して利活用することができるよう、情報化に関する啓発・教育の充実に努めるとともに、時代に即した情報セキュリティ対策を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
無料Wi-Fiスポット数	箇所	3 [2018年度末]	4 [2023年度末]
情報閲覧端末設置数	台	5 [2018年度末]	6 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT³⁸に親しみ、利用することで生活の充実を図ります ・情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。
地域・団体・事業者	<p>【地域、団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの利活用により地域の活性化を図ります。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。 ・利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・情報通信技術を利活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。 ・町と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。



38 ICT

Information And Communication Technology の略。情報通信技術。従来、用いられてきた「IT」(Information Technology) とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的には ICT の方が定着している。